

## 議案第3号

北名古屋市統括参事の給料の特例に関する条例の制定について

北名古屋市統括参事の給料の特例に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、現下の厳しい市の財政状況に鑑み、統括参事の給料を時限的に減額する特例措置を講じることに伴い、本条例を定めるため必要があるからである。

## 北名古屋市統括参事の給料の特例に関する条例

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに支給する統括参事の給料の月額、北名古屋市統括参事の設置に関する条例（平成25年北名古屋市条例第4号）第6条の規定にかかわらず、650,000円とする。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。